

福岡広域都市計画地区計画の決定(宗像市決定)

都市計画久原地区地区計画を次のように決定する。

名 称	久原地区地区計画	
位 置	宗像市久原、光岡及び王丸の各一部	
面 積	約32.2ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR東郷駅から東に約1.8キロメートル、JR赤間駅から南西に約2.5キロメートルに位置し、宗像ユリックスやメイトム宗像等の公共施設が立地している。また、第2次宗像市都市計画マスタープランでは文化・福祉機能を有した「特化施設地区」と位置づけており、本市の文化・福祉における中心的な地区となっている。</p> <p>そこで、市民の活発な文化、レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般を充実させるため、文化・福祉における特化施設としての機能の維持、保全を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>文化・福祉における特化施設としての機能の維持・保全を図るため、地区を2つに細区分し、それぞれ次のように土地利用を誘導する。</p> <p>【文化・福祉施設地区】 メイトム宗像を核とした公共施設の立地を誘導し、市民の活発な文化、レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般のセンター機能を充実させる。</p> <p>【総合公園地区】 宗像ユリックス総合公園として都市計画決定された宗像ユリックスを核として、都市公園としての施設を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、文化・福祉における特化施設としての機能の維持・保全を図る。</p>

地区整備計画	地区の細区分	地区の名称	文化・福祉施設地区	総合公園地区
		地区の面積	約 4.5 ヘクタール	約 27.7 ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 4 ホテル又は旅館 5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 6 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 7 病院 8 自動車教習所 9 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 10 自動車修理工場 	—
備考		用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。		

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」